

愛称決定

光の森町民センターの愛称が決定しました

総合政策課 総合政策係 ☎(232)2112

今年4月に光の森町民センターの愛称を募集したところ、全国から多数の応募をいただきました。ありがとうございました。

■愛称の概要

- 1 愛称 「キャロップピア」
 - 2 命名賞 大井田 雄策さん(東京都大田区)
 - 3 選定理由 菊陽町の特産であるにんじんを意味する「キャロット」と、仲間や友達を意味する「ピア」を組み合わせた言葉で、親しみが湧く愛称である。
- 理想郷を表す「ユートピア」を連想させ、住みやすく活気にあふれた菊陽町にふさわしい愛称である。



▲町長に愛称候補を報告する井田委員長(右)

■募集の概要

- 1 募集期間 4月1日(火)～4月30日(水)
 - 2 応募総数 158件(県内97件、県外61件)
 - 3 有効応募総数 142件
- 愛称選定・決定手順
5月13日(火)に開催された愛称選考委員会(井田貴志委員長)で、候補案として選定された3作品の中から「キャロップピア」に決定しました。



▲「キャロップピア」に愛称が決定した光の森町民センター

安心安全

耐震診断・改修費用の一部を補助します

都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

地震に対する家の安全性を調べて耐震改修で丈夫にしましょう

町は、建築物の耐震化を促進するために、耐震診断(精密診断)と耐震改修に必要な費用の一部を予算枠の範囲内で補助しています。

■対象建築物

昭和56年5月31日以前、適法に工事を始めた戸建て木造住宅と緊急輸送道路※沿道の建築物

※緊急輸送道路とは、地震が発生した時に緊急車両などの通行や避難者への物資の確保などに必要な人や物の輸送を行うため、県や町が指定した道路。

■募集期間

6月2日(月)～9月30日(火)



▲木造住宅

対象建築物		補助率	補助額(上限)
耐震診断	戸建て木造住宅	補助対象経費の3分の2以内	8万6千円
	緊急輸送道路沿道建築物		20万円
耐震改修	戸建て木造住宅	補助対象経費の2分の1以内	60万円

「人権擁護委員制度」・「人権擁護委員の日」をご存じですか

互いの人権を守る明るい社会を目指して

法務省と人権擁護委員連合会は、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、相互に共存できる平和で豊かな社会の実現に向けた啓発活動を行っていく必要があるとの視点から、啓発活動重点目標を「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」と定め、積極的な啓発活動を展開しています。

人権は幸福な人生を送るために最も大切な権利です。全ての人の人権が尊重されなければなりません。国内外を問わず互いの人権を守ることで明るい社会をつくっていきましょう。

毎年6月1日は人権擁護委員の日

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、地域住民の中にあつて国民の基本的な人権を擁護する機関として人権擁護委員制度が誕生しました。全国人権擁護委員連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、皆さんと共に一層の人権尊重思想の啓発に努めることとしています。

人権擁護委員

町には、町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した人権擁護委員がいます。相談は無料で、秘密は守られます。気軽にご相談ください。

■人権擁護委員連絡先(敬称略)

氏名	電話番号	地区
上村 隆一	☎(232)2731	馬場楠
鬼塚 成子	☎(232)3892	三里木
片山 修一	☎(232)7261	下原
富永 悦子	☎(232)2660	下津久礼
西田 眞志子	☎(338)9777	武7町内
堀川 妙子	☎(232)3580	杉並台
米村 憲子	☎(232)2903	新町

■問い合わせ 人権教育・啓発課 人権教育・啓発係 ☎(232)2113

介護用品などの購入費を助成します ～在宅で介護している家族へ～

町は、日常生活で重度の要介護状態にある高齢者を在宅で常時介護している家族の精神的、経済的負担を軽減するため、「介護用品購入費助成事業」を実施しています。まだ申請をしていない人は、お問い合わせください。

介護用品購入費助成事業

■対象要件

介護保険要介護認定で、要介護3・4・5と判定され、紙オムツなどの助成対象用品が必要と認められる人。ただし、入院中やひと月のショートステイの利用が20日以上あるなど、助成対象外になる場合があります。

■助成対象用品

紙オムツ、尿取りパット、使い捨て手袋、ドライシャンプー、清拭剤

■助成額 月額6,250円(限度)

助成は受給資格認定申請をした日の属する月の翌月から支給対象となります。

■支給対象者 在宅で介護している同居家族に限ります。

■問い合わせ

介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508

介護保険サービスを利用したときの 自己負担額の軽減が受けれます

■制度の概要

社会福祉法人などが行う介護保険サービスを利用する場合に、軽減制度を利用することで、1割の自己負担のうち4分の1(老齢年金受給者の場合は2分の1)が軽減されます。

■軽減対象者の要件

市町村住民税非課税世帯であつて、次の全てを満たす人のうち、収入や世帯状況、利用者負担などを総合的に配慮し、生計が困難と市町村が認めた人。

- 年間収入が単身世帯で150万円以下
- 預貯金などが単身世帯で350万円以下
- 日常生活に使用する資産以外に活用できる資産がない(預金通帳などの写しが必要)
- 負担能力のある親族などに扶養されていない
- 介護保険料を滞納していない

■問い合わせ

介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508